

大切な赤ちゃんを



先天性風しん症候群から守りましょう

～ 階上町成人風しん予防接種等費用助成事業について ～

○先天性風しん症候群とは…

妊娠した女性が風しんにかかると、赤ちゃんが「先天性風しん症候群」を発症することがあります。「先天性風しん症候群」は、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、心臓に奇形を生じる等の症状が起こる病気で、妊婦さんが風しんにかからないようにすることが予防になります。

○助成の対象となる方

階上町に在住される（抗体検査の受検日及び予防接種の接種日において）

- ① 妊娠を希望する者
- ② 妊娠を希望する者の同居者
- ③ 風しんの抗体価が低い妊婦の同居家族等

*同居家族の場合、60歳未満（昭和33年1月1日以降に出生）とし、次の方を除きます。

①定期接種対象者（生後12か月から90か月未満）

②風しん追加的対策対象者（昭和37年4月2日生から昭和54年4月1日生の男性）

*風しん罹患歴、風しん含有ワクチンを2回接種した履歴がある方は対象外です。

*妊娠中及び現在妊娠している可能性のある者は対象外となります。

*接種後、2か月間は妊娠をさけることが必要です。

○助成内容（各1回）

指定医療機関（町内医療機関）で実施する下記の費用を助成します。



①風しん抗体価検査費用

*平成26年（2014年）4月1日以降に「HI法」により受験し、受験者氏名・受験年月日・抗体価検査結果・実施医療機関が確認できる書面をお持ちの方は、抗体価検査を省略できることがあります。

②風しん抗体価が不十分な方の予防接種費用

*予防接種対象者は、抗体検査結果でHI抗体価が16倍以下の方となります。

○助成を希望される方

風しん抗体価検査又は予防接種を受ける前に、担当課にて申請ください。

※申請前及び、指定医療機関以外で実施した場合の、費用の払い戻しは行いませんので、ご了承ください。

<申請時に必要な物>

- ①印鑑
- ②妊婦の母子手帳（抗体価の低い妊婦の夫及び同居家族）
- ③風しん抗体価検査結果記録（H26.4.1以降に受検し、16倍以下の場合）

【問合せ・申請先】 階上町 健康福祉課 健康増進グループ 電話88-2162